

I. 事実の概要

- 5 Xは、事件当日の平成29年12月27日に後輩Aと飲み会をしていた。同日午後8時20分頃、Xは、Aが無礼な態度や発言をしたことに腹を立て、「ちょっと痛めつけてやるか。」と思い、Aの頭部を手元にあった陶器製の灰皿で数回殴打した。その結果Aは、心理的圧迫等により血圧を上昇させ、内因的高血圧性橋脳出血(以下脳出血)を発生させて意識消失に陥った。
- 10 その後Xは、Aを暴行現場から5キロほど離れた東京都港区所在のレジャー施設付近の駐車場まで運搬し、同日午後10時40分頃、同場所に放棄した。
- 同日午後11時30分頃、警備の仕事を終えて帰ろうと駐車場に立ち寄ったYは、同所にうつぶせで倒れていたAを発見し助けようと近づいた。しかし、その人物が以前から恨んでいたAだったことに気づき、「ちょうどいい。ストレス解消に何発か殴らせてもらおうか。」
- 15 と思い、近くにあった木の角材でAの後頭部めがけて数発振り下ろした。
- 翌日12月28日午前2時、Aは脳出血により死亡した。鑑定の結果、Aの直接の死因は、Xによる第一暴行であり、第二暴行は、第一暴行により発生した脳出血を拡大させ、死期を幾分か早めたものであったことが分かった。
- この時のX及びYの罪責を答えよ。
- 20 参考判例:最高裁平成2年11月20日第三小法廷決定

II. 問題の所在

- 25 XがAの頭部を殴打した第一暴行の後、Aを暴行現場から5km離れた所に移置し、その後Yが角材でAの後頭部を殴打した第二暴行を行っているが、傷害致死罪(205条)を検討する際に、Xの第一暴行並びにYの第二暴行とAの死亡という結果についてそれぞれ因果関係が肯定されるか。因果関係の判断基準が問題となる。

III. 学説の状況

A説(条件説)

- 30 その行為がなかったならば、その結果は発生しなかったであろうという条件関係が存在する限り、因果関係が認められるとする説¹。

B説(原因説)

- 35 結果に対する諸条件の内から、何らかの基準によって、原因となるものを選択し、それについてのみ因果関係を認める説²。

¹ 大谷實『刑法講義総論[第3版]』(成文堂,2011年)214~215頁。

² 西田典之『刑法総論[第2版]』(弘文堂,2010年)184頁。

C-1 説(主観的相当因果関係説)

現実に存在する事情のうち、行為者本人が現に認識しえた事情のみを考慮する説³。

C-2 説(客観的相当因果関係説)

- 5 行為が行われた後に加わった事情については一般通常人にとり予見可能であった事情のみを考慮するが、行為の当時に存在した事情に関しては、ふつうの人に認識できるかどうかにかかわらず、客観的に存在したすべての事情を基礎とすべきだとする説⁴。

C-3 説(折衷的因果関係説)

- 10 現実に存在した事情のうち、行為の時点において行為者が認識していた事情のほか、一般通常人が認識可能であった事情も考慮すべきだとする説⁵。

D 説(危険の現実化説)

- 15 条件関係の存在を前提に、行為の危険性を客観的に判断し、①行為による結果発生危険(結果に対する影響力)の大きさ②行為と介在した他の事情の関係(支配、利用、誘発、随伴など)を考慮した実質的危険度の修正③行為の危険の実現(影響力)がそれら他の事情の影響力によって遮断されるといえるかどうか④全事情を総合する事後判断を考慮要素として、行為に含まれている危険が結果の中に現実化したといえるか否かで判断する説⁶。

20 IV. 判例(裁判例)

大阪地裁平成5年7月9日判決。判例評論429号244頁。

[事実の概要]

- 25 8月29日午後10時45分頃、被告人Xは、大阪市N駅の公衆電話コーナーにおいて、隣で電話中のAと口論となり、Aの眉間部を右手げんこつで1回殴りつけるなどの暴行を加えた。

その結果、Aは鼻骨骨折を伴う打撲傷を負い、その一週間後に、O大学付属病院において、びまん性脳損傷により死亡した。

- 30 ただし、Aは心臓停止20分前に脳死状態に陥り、Aの家族の希望で臓器移植目的の臓器摘出をするという事情があったため、医師が人工呼吸器を停止させ、9月5日午後6時頃、Aの心臓停止が確認された。

そこで、Aが心臓停止に至るにつき人工呼吸器の取り外し措置が介在していることから、Xの暴行とAの心臓死との間に因果関係があるというにはなお疑問が残ると主張した。

[判旨]

- 35 Aは、眉間部打撲行為により、びまん性脳損傷を起こして脳死状態に陥り、2度にわたる脳死判定の結果脳死が確定されて、もはや脳機能が回復することが全く不可能な状態に立ち

³ 井田・前掲126頁。

⁴ 井田・前掲127頁。

⁵ 井田・前掲127頁。

⁶ 高橋則夫『刑法総論』(成文堂,2010年)128~130頁。

至っているのであるから、人工呼吸器の取り外し措置によって A の心臓死の時期が多少なりとも早められたとしても、A の眉間部打撲と A の心臓死との間の因果関係を肯定することができる

5 V. 学説の検討

A 説(条件説)について

因果関係とは、発生した結果を構成要件的结果として実行行為に帰属させるための要件であり、社会通念上偶然に発生した結果を刑法的評価から除去し、犯罪の成立ないし処罰の適正を図るものである。条件関係があれば因果関係を認めるとする条件説では、社会通念上偶然とみられる場合にも因果関係が認められ、処罰範囲が拡大し、因果関係の趣旨に反すると考えられる⁷。

よって、検察側は A 説を採用しない。

B 説(原因説)について

15 結果に対する諸条件の中から、「原因」となるものを選択する原因説では、何を「原因」とするかという基準がはっきりとしておらず、処罰範囲を類型的に確定することが困難である。

よって、検察側は B 説を採用しない。

20 C-1 説(主観的相当因果関係説)について

行為者が認識しえた事情のみを考慮するため、一般人であれば認識できたであろう事情をも考慮することができなくなり、社会通念上偶然的結果でないものまで除去してしまい、不当に処罰範囲を狭めることとなり妥当ではない⁸。

よって、検察側は C-1 説を採用しない。

25

C-2 説(客観的相当因果関係説)について

客観的に存在したすべての事情のみを考慮要素とすると、行為当時に行為者も一般人も認識しえなかった特殊な事情にも因果関係が認められ、社会通念上偶然といえる結果にも処罰範囲を不当に広げることとなり妥当ではない。

30 よって、検察側は C-2 説を採用しない。

C-3 説(折衷的相当因果関係説)について

35 行為者の主観を考慮することは、人によって因果関係が認められたり、認められなかったりするため、類型的に処罰範囲を確定することができず、行為と結果との客観的なつながりを問題とする因果関係の基準として妥当ではない。

よって、検察側は C-3 説を採用しない。

⁷ 大谷・前掲 214 頁。

⁸ 大谷・前掲 218 頁。

D 説(危険の現実化説)について

危険の現実化説において、判断規定に限定を加えていないため、行為時の事情、行為後の事情も判断する基礎事情となる。また、行為のもつ危険が結果に現実化したか否かを基準とするため、介在事情が結果に対してどの程度寄与しているのか、行為の危険性が結果に現実化するのを介在事情が阻んでいるといえるか否かを判断することも可能となる。

また、因果関係とは実行行為と結果のつながりであり、実行行為とは構成要件的结果発生の現実的危険性を有する行為である。だとすると、実行行為に内在する危険性が現実化したときに因果関係が認められると考えるのが妥当である。

よって、検察側はD説を採用する。

10

VI. 本問の検討

第一 Xの罪責について

1. Xの第一暴行について傷害致死罪(205条)が成立するか検討する。

2.(1) 傷害致死罪の構成要件は i 身体を傷害し、ii よって iii 人を死亡させた事である。

15 (2) i について、「傷害」とは人の生理的機能を害することである。そして X は A を意識消失に陥らせていることから、A の身体を傷害したといえる。

(3) ii について、検察側は因果関係の判断基準について D 説を採用するところ、因果関係の判断基準は、条件関係の存在を前提に、行為の危険性を客観的に判断し、①行為による結果発生の危険(結果に対する影響力)の大きさ②行為と介在した他の事情の関係(支配、利用、誘発、随伴など)を考慮した実質的危険度の修正③行為の危険の実現(影響力)がそれらの他の事情の影響力によって遮断されるといえるかどうか④全事情を総合する事後判断、の4点を考慮要素として、行為に含まれている危険が結果の中に現実化したといえるかということである。まず、Xの行為がなければAの結果がなかったわけであるから、条件関係は存在する。そして、Xの行為は陶器製の灰皿という非常に強固な物で、致命傷を負いやすい急所である頭部を数回も殴打しているのであるから、傷害致死の危険性を有するものである。①について、鑑定の結果からXの第一暴行がAの直接の死因であると判明しており、結果発生の危険がとても大きいと考えられる。②について、XがAの先輩であるという支配的立場を利用して暴行を行い、Aは抵抗し難い状態にあったともいえ、この点を考慮すれば実質的危険度は非常に高いままである。③について、Yの第二暴行という他の事情が存在するが、第二暴行はAの死期を幾分か早めたものにしか過ぎず、Xの行為の危険の実現に関してAの死亡という結果を遮断するほどのものではない。④について、全事情を考慮したとしてもXの行為と死亡結果間の因果関係を否定できるものではなく、因果関係はあったといえる。

25 (4) iii について、Aは死亡しているため、要件を満たしている。

35 3. 本問において、Aには「痛めつけてやろう」という、暴行の故意(38条1項本文)があり、結果的加重犯には故意は不要であるから傷害致死の故意までは必要ではなく、また特段の違法性・責任阻却事由もない。

4. よって、Xの第一暴行について傷害致死罪が成立する。

5. 次にXの移置行為に対し、保護責任者遺棄罪(218条前段)が成立するか検討する。

40 6.(1) 保護責任者遺棄罪の構成要件は、i 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する

責任のある者が ii これらの者を遺棄したことである。

(2) i について、X の移置前に A は意識消失に陥っており、病者といえる。また、X は A との間で保護する責任のある者にあたるかが問題となる。この点において、保護責任の発生には、法律・契約・事務管理や条理・慣習、先行関係といった典型的な根拠が必要である。本件において、X は自己の第一暴行によって A を意識消失に陥らせているという先行行為を行っており、また X 以外に暴行現場に人がいなかったことから X の排他的支配が認められる。であるならば、X は保護する責任のある者にあたる。つまり、i の要件は認められる。

(3) ii について、「遺棄」の意義とは、要扶助者を場所的に移動させることにより新たな危険を創出することであり、それに当てはまる行為が作為形態である移置または不作為形態である置き去りである。X は暴行現場から 5km 離れた駐車場に A を運搬し放棄した。つまり、A を移置している。つまり、ii の要件は認められる。

7. また、X には保護責任者遺棄の故意が存在し、特段の違法性・責任阻却事由もない。

8. したがって、X の移置行為について、保護責任者遺棄罪が成立する。

15 第二 Y の罪責について

1. Y の第二暴行について、傷害致死罪(205 条)が成立しないか検討する。

2.(1) 傷害致死罪の構成要件は、i 身体を傷害し、ii よって iii 人を死亡させたことである。

(2) i について、「傷害」とは人の生理的機能を害することである。そして、Y は A の脳出血を拡大させ、死期を幾分か早めたものであるから、A を傷害したといえる。

20 (3) iii について、A は死亡しているため、要件を満たしている。

(4) ii について、検察側は因果関係の判断基準について D 説を採用するところ、①について鑑定の結果から第二暴行は、第一暴行により発生した脳出血を拡大させ、死期を幾分か早めたものであったと判明しており、第二暴行によって即死する程度まではいかないため、第二暴行だけでは結果発生の危険性は高いとはいえない。②について A が意識消失で無抵抗な状態であって、また傷害の客体が、X が恨んでいた A であったことから、誘発されて自らの意思で暴行行為を行っており、危険性は若干高まったといえる。③についてやはり第一暴行という大きな影響力をもった事情があり、それによって第二暴行の影響力が遮断されたといっても過言ではない。④について、総合的に勘案すれば、第二暴行だけで死亡の結果を招いたとは言い難いと思われる。したがって、ii は成立しない。

30 (5) したがって、傷害致死罪は成立しない。Y には「ストレス解消に何発か殴らせてもらおうか」と思っており暴行の故意が存在し、構成要件 i と iii により傷害罪(204 条)が成立する。

(6) また、X と Y には共謀の意思連絡もなく、共同遂行しようという認識もないため共謀関係にはない。

35 VII. 結論

X は傷害致死罪(205 条)と保護責任者遺棄罪(218 条前段)、Y は傷害罪(204 条)の罪責を負う。

罪数について、傷害致死罪と保護責任者遺棄罪は併合罪(51 条 1 項)となる。

以上